

## 開発行為に関する協議等における職員による不適正処理および懲戒処分について

令和3年度に建設局下水道建設部下水道維持課に、令和4年度に同局下水道企画部下水道営業課に在籍していた職員による、開発行為に関する協議等における不適正な事務処理が判明し、調査の結果を踏まえ、当該職員を処分しましたので、お知らせします。

このたびの事案につきましては、市民の皆様の信頼を損なうものであり、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて取り組んでまいります。

### 1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
建設局	主任技師	33歳	男	戒告

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
建設局	課長	54歳	男	厳重注意
建設局	課長	52歳	男	厳重注意
会計室	室長	59歳	男	厳重注意
建設局	課長補佐	52歳	男	厳重注意

### 2 処分年月日

令和6年3月26日(火)

### 3 事案概要

当事者は、令和3年8月から令和4年5月にかけて、以下の行為を行いました。

- (1) 事業者が開発許可を申請しようとする場合に必要となる、都市計画法第32条の公共施設の管理者の同意書および協議書を、未決裁で、公印を使用の上作成し、事業者に交付
- (2) 事業者が、開発行為により設置する下水道施設を、市が管理する下水道管に接続する際に必要となる下水道法第16条の承認書、同法第24条の許可書または一般排水管への接続工事承認書を、未決裁で、公印を使用の上作成し、事業者に交付
- (3) 道路管理者(市長)に対し、未決裁で、道路法第32条の道路占用許可を申請
- (4) 開発行為に関する工事の完了を令和3年度にあっては下水道維持課が、令和4年度にあっては下水道営業課が確認したことを報告する工事完了報告書を、未決裁で作成し、宅地課に提出

不適正な事務処理の内容（すべて未決裁）	公印の有無	令和3年度	令和4年度
(1) 都市計画法第32条の同意書および協議書の作成・交付	○	14件	0件
(2) 下水道法第16条の承認書、第24条の許可書、一般排水管への接続工事承認書の作成・交付	○	8件	1件
(3) 道路法第32条の道路占用許可申請		8件	1件
(4) 開発行為の工事完了報告書の作成・提出		17件	3件
合計		47件	5件

#### 4 判明した経緯等

当事者が休暇を取得することに伴い、事務を引き継いだ職員が、事業者から市が管理する一般排水管への接続工事が完了した旨の報告があり、接続工事の完了を確認した旨の決裁を取るため、一般排水管への接続工事の承認の決裁も添付しようとしたところ、その決裁がないことに気付き、不適正な事務処理が判明しました。

#### 5 事案への対応

申請書類を再確認するとともに、開発行為により設置された下水道施設等を現地で再確認した結果、いずれの案件も技術的な基準を満たしていることを確認しました。

#### 6 再発防止の取り組み

- (1) 都市計画法第32条の協議等について、関係書類は所定の共有スペースに保管するとともに、対応状況を記録する帳票を整備することにより、組織的な管理を行う。
- (2) 公印保管者等は、公印を押印するときの審査を確実に行うとともに、指定された場所以外での押印は認めないことを徹底する。

#### 問い合わせ先

##### 【事案、再発防止に関すること】

建設局下水道企画部下水道営業課 電話 245-5408

##### 【職員の処分に関すること】

総務局総務部人事課コンプライアンス推進室 電話 245-5676